

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

### 告 示

- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同) 一
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称の変更 (同) 二
- 身体障害者福祉法に基づく指定医師の辞退 (同) 二
- 漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果(区域内特定養殖業者) (水産林政総務課) 二
- 保安林の指定施設要件の変更の予定(二件) (森林整備課) 二
- 都市計画変更案の縦覧(三件) (都市計画課) 三
- 土地改良区役員の退任の届出 (東部地方振興事務所) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課) 四
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定医療機関の変更の届出 (同) 五
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定の辞退 (同) 五
- 企業局処務規程の一部を改正する管理規程 (企業局) 五
- 宮城県指定有形文化財の指定 (教育委員会) 五
- 宮城県指定無形民俗文化財の指定 六

ページ

## 正 誤

- 宮城県公報第六一号(令和元年十二月十日付け)中
- 宮城県公報第六五号(令和元年十二月二十四日付け)中

## 告 示

○宮城県告示第九十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、令和二年一月二十三日次の者を指定した。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
末永 拓郎	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
渡邊 晃佑	内 科	石巻市立病院	石巻市穀町十五番一号
佐藤ひかり	呼吸器内科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
中道 崇	腎 臓 内 科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地
芦名 善博	整 形 外 科	公立刈田綜合病院	白石市福岡蔵本字下原沖三十六番地
大島 英敏	耳 鼻 咽 喉 科	医療法人寶樹会 仙塩利府病院	利府町青葉台二丁目二番百八号
梅津 道久	外 科	気仙沼市立病院	気仙沼市赤岩杉ノ沢八番地二

○宮城県告示第九十八号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	新	旧
		所属医療機関の名称	所属医療機関の名称
		所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地

八巻 孝之	外科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	山元町高瀬字合戦原百番地	丸森町国民健康保険丸森病院	丸森町字鳥屋二七番地
新田 篤	外科	国民健康保険川崎病院	川崎町大字前川字北原二十三番地一	涌谷町国民健康保険病院	涌谷町涌谷字中番地

○宮城県告示第九十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称に、次のとおり変更があった。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
	新	旧	
菅原 長弘	医療法人さくら会 さくら整形外科クリニック	さくら整形外科クリニック	岩沼市桜三丁目五番二十五号

○宮城県告示第百号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏 名	診療科目	所属医療機関の名称		所属医療機関の所在地
		今村 格	整形外科	
今村 格	整形外科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一番地	石巻市蛇田字西道下七十一番地

○宮城県告示第百一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）以下「法」という。第百二十五条の六第三項において準用する法第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区に係る区域内特定養殖業者の共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、法第百二十五条の六第一項に規定する要件に適合するものと認める。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

加入区名称	区 域	同意成立の届出年月日	発起人の住所及び氏名	養殖業の種類	区域内特定養殖業者数
宮城県第六十三加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づき漁業協同組合の設置された宮城県志津川支所の地区（川支所のうち、門内、上沢前、辺、長須賀の区域）	令和二年一月七日	本吉郡南三陸町戸倉字津の宮二十一、佐々木幸一、本吉郡南三陸町戸倉字合羽沢十一、須藤徹	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第三号（第十八条）の規定による養殖業	四人
宮城県第七十加入区	平成十九年宮城県告示第三十八号（漁業災害補償法）に基づき漁業協同組合の設置された宮城県志津川支所の地区（宮支所のうち、若宮、合原、津、若宮、合原、津の区域）	令和二年一月七日	本吉郡南三陸町戸倉字西入四十八、西入四十八、西入四十八、本吉郡南三陸町戸倉字西入四十八、菅原博文	漁業災害補償法（昭和三十九年政令第三十九号）第三号（第十八条）の規定による養殖業	二人

○宮城県告示第百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

刈田郡七ヶ宿町(次の図に示す部分に限る。)、柴田郡柴田町(次の図に示す部分に限る。)  
保安林として指定された目的

水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

伊具郡丸森町(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

柴田郡川崎町(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁(水産林政部森林整備課)及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。  
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 市街化調整区域から市街化区域に変更しようとする土地の区域

名取市 飯野坂字北沖、同字南沖、同字小揚場、同字土城堀及び増田字大畔の各一部

富谷市 明石上桜ノ木の一部

松島町 高城字前田沢、同字明神三、同字明神四及び同字田中一の各一部

利府町 森郷字新太子堂、同字新椎の木前、同字仲町浦、利府字新神明前、同字館前及び同字城前の各一部  
 神谷沢字金沢、同字北沢、同字広畑、同字長田、同字塚元及び同字館の内の各一部

三 縦覧場所  
 宮城県庁（土木部都市計画課）、名取市役所（建設部都市計画課）、富谷市役所（建設部都市計画課）、松島町役場（企画調整課）、利府町役場（都市整備課）

四 縦覧期間  
 令和二年二月十四日から令和二年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百五号  
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画区域区分

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに市街化区域を指定しようとする土地の区域

石巻市 潮見町の一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

令和二年二月十四日から令和二年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の

規定により、石巻広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

令和二年二月十四日  
 宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

石巻広域都市計画臨港地区  
 石巻市 潮見町の一部

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、石巻市役所（建設部都市計画課）

四 縦覧期間

令和二年二月十四日から令和二年二月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定により、登米市東和町土地改良区役員の退任について、次のとおり届出があった。

令和二年二月十四日

宮城県東部地方振興事務所  
 所長 高 橋 剛 彦

退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
令和元年十二月九日	千葉正紀	登米市東和町米川字町下三十四番地十五	理事

公 告

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次の

とおり指定したので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
カワチ薬局石巻西店	石巻市恵み野四丁目一―十六	令和二年二月一日
カワチ薬局岩沼店	岩沼市たけくま二丁目三―五十七	令和二年二月一日
さくら薬局	栗原市瀬峰長者原三十七―四	令和二年二月一日
さくら薬局鶯沢店	栗原市鶯沢南郷広面五―二	令和二年二月一日
まつやま調剤薬局	大崎市松山金谷字中田八十三―二	令和二年二月一日
カワチ薬局古川駅東店	大崎市古川駅東二丁目十一―十六	令和二年二月一日

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更の届出があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更新前	名 称	所 在 地
変更新前	有限会社さとう薬局田町店	石巻市八幡町一丁目六一五
変更後	さくら薬局石巻八幡店	石巻市八幡町一丁目六一五

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次のとおり育成医療及び更生医療を行う医療機関として指定した指定自立支援医療機関の指定の辞退があったので、同法第六十九条の規定により公告する。

令和二年二月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	担 当 する 医療の種類	所 在 地	辞 退 年 月 日
株式会社高橋薬局向陽店	調剤	石巻市向陽町三丁目二十一―十四	平成二十七年十二月三十一日

### 企 業 局

○宮城県企業局管理規程第三号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和二年二月十四日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程（昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一各所長の項第七号を次のように改める。

七 行政財産に関する次のこと。

イ 次に掲げる行政財産の目的外使用の許可及び当該許可に係る使用料の減免

(1) 電柱類若しくは鉄塔類の設置又は管類（ケーブルを含む。）の地下埋設

(2) (1)に掲げる使用以外の使用（使用期間が一年を超えるものにあつては、管理者が別に定めるものに限る。）

ロ 自動販売機の設置の用に供するための行政財産の貸付け

附 則

この管理規程は、令和二年二月十四日から施行する。

### 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第四号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第三条第一項の規定により、次の表に掲げる

文化財を宮城県指定有形文化財に指定する。

令和二年二月十四日

宮 城 県 教 育 委 員 会

種 別	名 称	員 数	構 造 及 び 形 式	所 在 地	所 有 者

有形文化財 (考古資料)	弩機 伊治城跡出土	一点	長軸 七〇ミリメートル 短軸 四五ミリメートル 高さ 五三ミリメートル	栗原市築館字 城生野大堀三番地	栗原市
-----------------	--------------	----	---	--------------------	-----

○宮城県教育委員会告示第五号

文化財保護条例（昭和五十年宮城県条例第四十九号）第二十二條第一項の規定により、次の表に掲げる文化財を宮城県指定無形民俗文化財に指定する。

令和二年二月十四日

宮城県教育委員会

種 別	名 称	所 在 地	保 護 団 体
無形民俗文化財 (風俗慣習)	若宮八幡神社の湯 花行事	大崎市三本木新沼若宮	若宮八幡神社

正 誤

○宮城県公報第六一号（令和元年十二月十日付け）中

正

誤

ページ 一 段 八 行

平成22年4月改訂

平成22年4月

令和元年5月改訂

令和元年5月

○宮城県公報第六五号（令和元年十二月二十四日付け）中

正

誤

ページ 四 段 二 行 申出書

届出書